

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

さいたま市教育大綱

平成27年9月

さいたま市

1 策定の趣旨

平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

(第1条の3第1項)とされました。

これを受け、本市は、さいたま市総合教育会議における協議を経て、「さいたま市教育大綱」(以下、「大綱」という。)を定めることとしました。

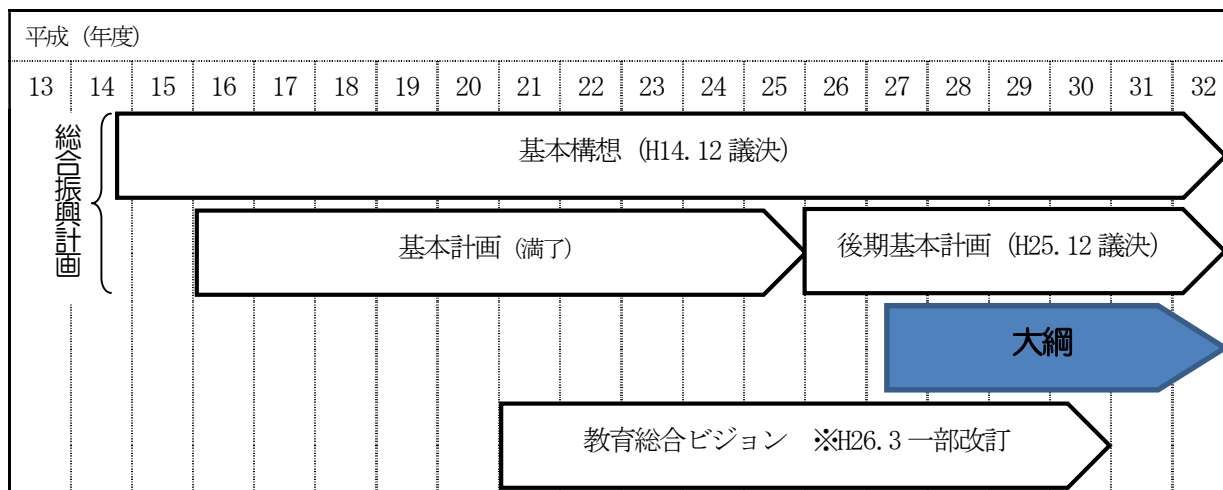
2 大綱と総合振興計画等との関係

- (1) この大綱は、市政運営の最も基本となる計画である総合振興計画の教育・文化・スポーツの分野における施策展開の方向を示す「一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む」を受けています。
- (2) また、この大綱は、教育行政を総合的・計画的に推進するために策定された「さいたま市教育総合ビジョン」と整合が図られたものとなっています。

3 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、当大綱が総合振興計画の体系を基本としており、その総合振興計画全体の計画期間が平成32年度（2020年度）をもって満了することから、その終了年度に合わせることにします。

（平成27年度から平成32年度まで）



4 基本方針

「一人ひとりが生き生きと輝く個性を育み、日本一の教育都市を実現する」

- ① 家庭、学校と地域社会が連携を深めながら、開かれた学校づくりを進め、一人ひとりの個性の尊重を基本として、豊かな人間性と健全な社会性を身につけた次世代を担う子どもを育てていきます。また、地域社会とのふれあいを深め、郷土を愛する青少年を育てていきます。
- ② 市民のだれもが生涯を通じ、それぞれの関心に応じて学びながら成長できるよう、生涯学習の環境整備を進めます。
- ③ 市民のだれもが年齢や体力に応じてスポーツに親しみ、家庭や地域で気軽にレクリエーションを楽しめるよう、「一市民一スポーツ」を推進します。
- ④ 地域固有の資源の再発見、世界の文化とのふれあいのなかで、生活をより豊かにするさいたま文化の創造を目指します。

5 目指す方向性

(1) 希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成

学校・家庭・地域・行政が連携・協力して、厳しい時代背景にあっても、ゆめをもち、希望をはぐくむ教育と、青少年の健全育成を推進します。

<施策展開>

① きめ細かで質の高い教育の推進

- ア 基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成を重視するとともに、教育内容・方法の充実を図り、確かな学力の一層の向上に努めます。
- イ 健康の保持増進や体力の向上、そして豊かな人間関係をはぐくむ教育を推進します。
- ウ いじめ、不登校、問題行動等の解消を積極的に推進するとともに、障害のある児童生徒や帰国・外国人児童生徒など、教育的支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援や学習環境の充実に取り組みます。
- エ 一人ひとりの個性を伸ばす特色ある高等学校づくりを進め、高い志を持ち世界で活躍する人材の育成（グローバル人材の育成等）に取り組みます。
- オ 優れた資質能力を備えた魅力ある教員の確保・育成を図るための環境の整備、研修の充実等に取り組みます。

② 家庭、地域との連携による教育の推進

- ア 学校や教育に関する情報提供の充実を図り、学校・家庭・地域・行政が連携・協力しながら、地域とともにある学校づくり、学校安全体制の整備、児童生徒の自主的な学習のサポートなどの取組を推進します。

③ 安全・安心で豊かな教育環境づくり

- ア 学校施設の老朽化対策、バリアフリーや環境への配慮、防災機能の強化等に取り組むとともに、防災教育の充実や安全な学校給食の提供など、児童生徒の安全・安心の確保を図ります。
- イ 学校規模の適正化や児童生徒が快適に学校生活を送ることができる教育環境の整備に取り組みます。

④ 未来を担う青少年の社会参加の促進と健全育成

- ア 子どもの成長に関する相談機会の充実、青少年の居場所となる社会参加・学習・スポーツ活動の機会や場の充実、青少年育成に関わる人材の養成や活動の活性化など、青少年の健全育成に取り組みます。

(2) 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用

一人ひとりのニーズに応じた様々な学習機会を提供し、幅広い年齢層を対象とした、誰もが生涯にわたって学び、その成果を地域社会に適切に生かすことのできる仕組みづくりを推進します。

<施策展開>

① 学習環境の充実

- ア 図書館、公民館、コミュニティ施設、博物館など身近な生涯学習関連施設における老朽化対策、バリアフリーや環境への配慮等に取り組み、利用者の安全・安心の確保を図るとともに、学校や他の公共施設等との連携を進め、地域における多様な学習活動の場を拡充します。
- イ 生涯学習に関する積極的な情報発信や相談の充実、社会教育に関わる人材の育成・確保などにより、市民が主体的に学習しやすい環境の充実を図ります。

② 講座内容、プログラムの充実

- ア 多様化、高度化する市民一人ひとりの学習ニーズに対応するため、様々な学習資料を収集、提供するとともに、図書館、公民館等におけるプログラムの精選・充実、市民、関係団体、事業者等との連携などにより、特色ある質の高いプログラムや学習機会の提供等に取り組みます。

③ 学習成果の活用

- ア ボランティア活動や地域活動をはじめ、様々な場において、身に付けた知識や技能の活用を促進するとともに、学びを通じた仲間づくりや交流につなげていくための意識啓発や仕組みづくりに取り組みます。

(3) 健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現

「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに関わることができる機会を増やすとともに、まちづくりの広範な分野において、市民、関係団体、事業者、行政など各主体が連携を強化することにより、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進します。

<施策展開>

① 生涯スポーツの振興

ア 市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことのできるよう、スポーツイベントや各種教室の開催、指導者の育成、情報発信の充実などに、関係団体等と連携して取り組みます。

② スポーツ・レクリエーション環境の充実

ア 多目的広場の整備、学校の体育施設の開放等を推進することにより、多くの市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる場や機会を提供するとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの形成や醸成を図ります。

イ スポーツ施設等について、より効率的かつ効果的で、誰もが利用しやすくなるよう運営や設備等の改善を図ります。

③ スポーツを活用した総合的なまちづくり

ア 「する」「みる」「ささえる」「まなぶ」というスポーツ活動と、まちづくりの広範な分野において、市民、関係団体、事業者、行政など各主体が連携し、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進します。

イ サッカーを核として、様々なスポーツを活用したまちづくりを推進するとともに、市内外へ「スポーツのまち さいたま」の発信に取り組みます。

ウ スポーツコミッションとの連携により、地域経済活性化に寄与する国際スポーツ大会や大規模大会の招致（さいたまクリテリウム by ツールドフランス、オリンピック・パラリンピック等）、青少年の健全育成に資する市民参加型のスポーツイベント等の開催を推進します。

(4) 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

多様な歴史文化資源や文化芸術を活用した総合的なまちづくりを推進し、さいたま市らしさにあふれた「さいたま文化」の創造・継承と発信を目指します。

<施策展開>

① 文化財等の保存・継承

ア 地域に伝わる伝統行事や郷土芸能、史跡や埋蔵文化財、古文書、城下町や宿場町等の面影を残す環境や古民家など生活や産業に関わる歴史的な資産を文化財に指定するなど、その保存・継承とともに、市の変遷を示す資料などの収集・整理・記録に取り組みます。

② 文化芸術活動の促進

- ア 関係団体等との連携を図りながら、多様な文化芸術を鑑賞する機会や文化芸術活動に参加する機会（さいたまトリエンナーレ等）の充実に取り組むとともに、文化芸術活動を行う者及びこれに関わる人材の育成や交流機会の提供をはじめ文化芸術活動を促進するための支援、文化芸術に関する教育の充実などに取り組みます。
- イ 多くの人に興味や関心を持つような、親しみやすく新しい魅力を持った文化芸術活動の展開に取り組みます。

③ 文化芸術活動の環境の充実

ア 文化芸術活動の場となる施設の機能を充実したり、文化芸術に関する情報を収集し、分かりやすく発信するなど、子どもから高齢者まで広く文化芸術に親しみ、多様な文化芸術活動を促進するための環境の充実に取り組めます。

④ 歴史文化資源や文化芸術を活用したまちづくり

- ア 盆栽、漫画、人形、鉄道文化など本市にある多様な歴史と文化芸術を基盤に、新たな魅力の創造と市内外への積極的な発信（世界盆栽大会等）に取り組みます。
- イ 学校教育や生涯学習、観光、経済をはじめ幅広い分野との連携を進め、子どもの感性の向上、生活の充実、国内外との交流、地域経済の活性化を図るなど、歴史文化資源や文化芸術を活用したまちづくりを推進します。